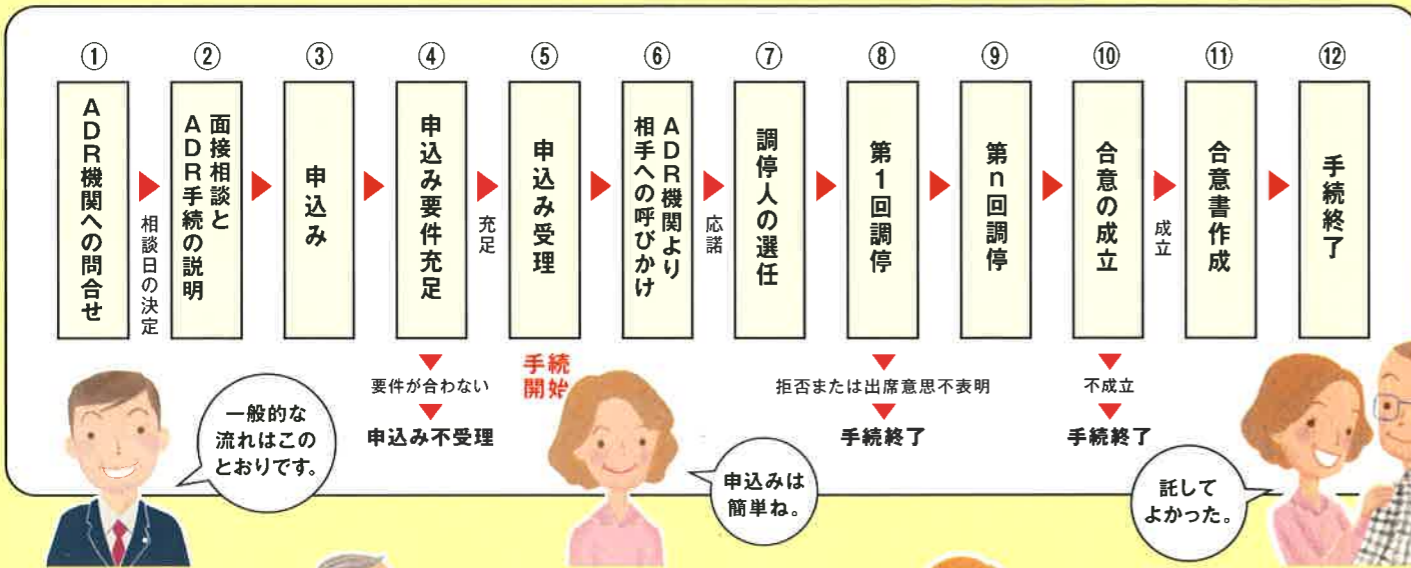


# ⑤ 調停手続の流れ

案件によって多少手続の流れが異なりますが、一般的な流れは、次のとおりです。



## Q & A

### 行政書士ならではの長所は？

「街の法律家」として気軽に相談できる  
 いわば敷居の低い法律専門家の行政書士のなかから、所定の研修、トレーニング実績のある調停人が、申込案件ごとに選任されます。

### 手続の結果は公開されるの？

手続は原則として非公開です。  
 ただし、当事者の一方から申し出があり、且つ相手方の同意があるときは、傍聴が認められる場合があります。

### 解決までの期間はどれくらい？

概ね、3ないし4回の話し合いで、3か月程度で解決することを予定しています。  
 ただし、複雑な内容だともっとかかることもあります。

### 費用はどのくらいかかるの？

- (1) 申込手数料: 申込時に申込者が1万円(プラス消費税)
- (2) 期日手数料: その後、期日手数料として
  - ① 第1回及び第2回期日は、無料
  - ② 第3回期日以降は、事前に各期日ごとに申込者が5,000円(プラス消費税)
- (3) 成立手数料: 合意が成立したときは、別途、成立手数料が必要です。

### トラブルの種類はどんなものでもよいのですか？

- ADRセンター兵庫の取り扱う紛争(兵庫県内)は次のとおりです。
- ① 自転車事故に関する紛争
  - ② 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
  - ③ 居住用賃貸物件についての敷金返還又は原状回復に関する紛争
  - ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

# こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

## 家主が敷金を返してくれない。

賃貸マンションを退去した際、原状回復費用にあてるといふ理由で、敷金がまったく戻ってこなかった。納めできないので第三者を交えて話し合いで解決したい。

## 外国人労働者の慣習に困っている。

工場で外国人を雇用しているが、宗教や慣習の違いで、生産効率に影響が出るので困っている。裁判する訳にもいかないので、できれば専門家を交えてルールを決めたい。

## 自転車のせいで娘が怪我をした。

スマホに気を取られた自転車が、うちの幼い娘にぶつかり大怪我をした。相手は若い男で、直接交渉するのは難しそう、でも裁判だとお金も時間もかかり過ぎるし……。

## ご近所のペットの鳴き声や悪臭。

お隣で飼っている犬の吠える声がうるさくて眠れず困っている。また、始末が悪いのか悪臭も気になる。誰か中立的な立場で間に立って解決してもらえないものか。

それなら、行政書士ADRセンター兵庫の

# ADR(裁判外紛争)で解決してみませんか？

「ADR」とは、身の回りで起こる様々な法的トラブルについて、裁判を起こすのではなく、当事者以外の第三者に関わってもらいながら解決を図る手続のことです。



お問い合わせは  
**行政書士ADRセンター兵庫**  
 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 13階  
**TEL 078-371-8823**  
 お問い合わせ：平日 13:00~16:00  
 ホームページ [www.hyogokai.or.jp/adr/](http://www.hyogokai.or.jp/adr/)



# ① ADRとはどんな手続ですか？

「トラブルを解決したいが、裁判まではしたくない。でも当事者だけでは話し合いができない……」  
「裁判になれば時間や費用が大変かも……」「法律がわかる公平な第三者に判断して欲しい……」  
そんな時、裁判をしないで紛争を解決するのが、**ADR※：裁判外紛争解決手続**です。

ADRが訴訟(裁判)と異なる点は、ADRの場合、紛争の解決に必ず当事者同士の合意が必要であるということです。合意の種類には『**調停手続**』と『**仲裁手続**』等があります。

※ADR：「Alternative Dispute Resolution」(裁判に代替する紛争解決手続)の略称であり、わが国でも、頭文字をとって「ADR(エーディーアール)」と呼ばれています。



## 調停手続の実施

当センターにおいての民間紛争解決手続は「調停手続」となります。調停手続とは、中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いた上で、お互いに納得できる解決策を一緒に考え、問題の解決に必要な合意を形成する手続ということができます。ここでは、裁判のように法律を適用し紛争を解決するというよりも、当事者の対話を促進し、実情に応じた解決を図るということに力点が置かれることになります。

## 紛争解決にふさわしい調停人を、申込案件ごとに選任

専門的な経験と所定の研修・トレーニング実績のある調停人を、申込案件ごとに選任します。

# ② どんな特徴がありますか？

### 専門家がサポートします。

トラブル・お悩みのご相談の内容に応じて、専門的な知識・経験を持つ行政書士が解決のサポートをします。

専門的な知見を持つ行政書士が対応します。



### プライバシーが守られます。

手続は非公開です。したがって、あなたのプライバシーや秘密等は他人に知られることなく解決が図れます。

安心ね！



### 双方が納得できる解決をサポートします。

中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聞いた上で、お互いに納得できる解決策を一緒に考え、お互いの合意が得られる妥協点を探ります。このため、裁判のように法律を適用し紛争を解決するというよりも、当事者同士の対話を大切に、紛争の実情に則した解決が期待できます。

これなら納得！



### 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行うADR機関は、利用者に対し、事前に手続の内容、進め方、費用等について、説明することが法律で義務付けられています。したがって、ADR機関を利用するか否かは、この説明を聞いた上で、判断することができます。

事前に説明してもらえるのは有難い。



### 裁判に比較して短期間の交渉で解決できます。

裁判と異なり、当事者の合意によって、柔軟かつスピーディに審議を進めることが可能であることから、その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も抑えることができます。

解決が早く費用負担も少ないね。



# ③ どんな紛争を取り扱うのですか？

行政書士ADRセンター兵庫では、4つの専門分野の紛争を取り扱います。なお、紛争・トラブルについては兵庫県内のものに限りです。



## ① 自転車事故に関する紛争

「自転車と自転車の交通事故」「自転車と歩行者との交通事故」  
「自転車が引き起こした物損事故」など。※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

## ② 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争

「ペットによる噛みつき、引っかき事故」「ペットが受けた噛みつき等の傷害事故」「ペットの医療事故(手術ミス、診断ミス)」  
「血統書付きのペットの売買に関するトラブル」「ペットの鳴き声をめぐるトラブル」「野良猫へのエサやりに関するトラブル」など。

## ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

「敷金精算に関する紛争」「賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争」

## ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

「外国人に対する職場でのハラスメント」「外国人の職場での待遇についての不満」「外国人の就学者に対するいじめ」  
「外国人の就学者に関する学校への不満」など。

※職場・学校における外国人に対する宗教、慣習その他文化的価値の違いに起因するものに限りです。

# ④ ADRセンター兵庫の利用方法は？

## ① 事前相談の予約をします(事前相談は無料です)。

行政書士ADRセンター兵庫(078-371-8823)に電話をし予約をしてください。(または、ホームページから様式に必要事項を記載しFAX送信していただくと、事前の手続きが早く進み、事前段階でのセンターへの来訪が不要になります。)  
当センターでは、調停手続を実施する前の受付の段階において、当センターにおける調停手続の説明を行うことになっています。

## ② 事前相談と重要事項の説明を受けます。

調停の趣旨や手数料等についてご説明いたします。十分に納得されてからお申し込みください。

## ③ お申込み

調停申込書(当センターでお渡しします。また当センターのホームページでも取得できますし、ご希望により郵送も可能です。)に必要事項をご記入ください。資料の提出もお願いします。  
お申込みが受理されると相手の方への呼びかけを行います。相手の方が当センターへ調停を依頼されると、調停人が選任され、話し合いが始まります。

## ④ 費用

申込手数料、調停日の手数料、お支払い方法等、詳しい内容につきましては、あらためてご説明させていただきます。

### 出張調停について

当センター以外の場所で調停を開催することとなる場合は、旅費、交通費宿泊費等が必要です。

### 成立手数料

合意が成立したときは、別途、成立手数料のお支払いをお願いします。

## ⑤ 不受理、不成立又は終了

要件が合わないとき等の不受理、相手方が応じないとき等の不成立、複数回欠席のとき等の手続終了の場合があります。